

税金

個人住民税の配偶者控除などが変更になります

問合せ 課税課市民税係 162

平成31（2019）年度から適用される個人住民税（市・都民税）が、次のとおり変更になりました。

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

・配偶者特別控除は、対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げ

られます。
・配偶者控除等が適用される納税者本人に収入制限を設け、合計所得金額900万円（給与収入1120万円）を超える場合には控除額が段階的に「減少」「適用なし」となります。

＜変更前の配偶者控除（～平成30年度）＞

	所得割の納税義務者の合計所得金額	個人住民税の控除額
控除対象配偶者	制限なし	33万円
老人控除対象配偶者		38万円

＜変更後の配偶者控除（平成31（2019）年度～）＞

	所得割の納税義務者の合計所得金額	個人住民税の控除額
控除対象配偶者	900万円以下	33万円
	900万円超 950万円以下	22万円
	950万円超 1,000万円以下	11万円
	1,000万円超	控除適用なし
老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円
	900万円超 950万円以下	26万円
	950万円超 1,000万円以下	13万円
	1,000万円超	控除適用なし

＜変更前の配偶者特別控除（～平成30年度）＞

配偶者の合計所得金額	個人住民税の控除額	
	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 1,000万円以下
38万円超 45万円未満	33万円	33万円
45万円以上 50万円未満	31万円	31万円
50万円以上 55万円未満	26万円	26万円
55万円以上 60万円未満	21万円	21万円
60万円以上 65万円未満	16万円	16万円
65万円以上 70万円未満	11万円	11万円
70万円以上 75万円未満	6万円	6万円
75万円以上 76万円未満	3万円	3万円

※納税義務者の合計所得金額1,000万円超の場合は控除の適用はありません。

＜変更後の配偶者特別控除（平成31（2019）年度～）＞

配偶者の合計所得金額	個人住民税の控除額		
	納税義務者の合計所得金額 900万円以下	納税義務者の合計所得金額 900万円超 950万円以下	納税義務者の合計所得金額 950万円超 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

※納税義務者の合計所得金額1,000万円超の場合は控除の適用はありません。

TOPIC

点字で課税の内容をお知らせします

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。希望する方は、2月末までに問合先に連絡してください。平成31年度分から、点字のお知らせを同封します。

対象となる税金 個人事業税、自動車税

内容 税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ

問合せ 東京都主税局総務課 相談広報班 ☎03-5388-1292 4

税金

固定資産税に関する届け出・申告をしてください

申告先・問合せ 課税課資産税係 157

取壊し家屋（建物）の届け出

平成30年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合、届け出が必要です。登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。

■未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出してください。

※取り壊しの届け出がないと、平成31年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

住宅用地などの申告は1月31日（木）までに

市内に土地を所有している方で、平成30年中に次に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- ・土地を新しく住宅用地として使用した
- ・土地を住宅用地として使用しなくなった
- ・住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新（増）築した
- ・住宅を事業用家屋に用途変更した

住宅建替え中の住宅用地に特例があります（建替え特例）

住宅用の家屋が建設されていない土地や建設中の土地については、原則として住宅用地の特例は適用されません。しかし、建替えにより住宅を取り壊し、賦課期日（1月1日）に住宅が存在しない場合や住宅の新築工事に着手しているなど、一定の要件を満たす

場合は、住宅用地の特例を受けることができます。

この特例を受けるには、土地の所有者からの申告が必要です。詳しくは問合わせてください。

固定資産税（家屋）の減額措置があります

「住宅のバリアフリー改修」「住宅の耐震改修」「住宅の省エネ改修」の、

特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額処置を受けられます。

改修工事後3か月以内に申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

「子育てしやすいまち」～東京で子育てしやすいまち～

歌川さんから一言

結婚して市外で暮らしていましたが、いずれは羽村に戻りたいと思いマイホームは羽村市で探しました。都心にも近くて、都会過ぎないところがお勧めです。

家の近くにある羽ヶ上公園。遊具のバリエーションが多くて、子どもたちは大好き。電車がよく見えるところもお気に入りです。市内のどこに住んでいても、公園や児童館が歩いて行ける距離にあることが嬉しいですね。

※「東京で子育てしやすいまち」羽村市の魅力や市民記者が取材して書いた記事を市公式PRサイトで公開中！詳しくは「愛情はむら」で検索してください。

問合せ シティプロモーション推進課 399



愛情はむら



撮影場所 羽ヶ上公園

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。